

令和8年度（2026年度）

保育園等入園案内

甲賀市



甲賀市役所 こども政策部 保育幼稚園課

住所 〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市役所 2 階

TEL 0748-69-2180 HP <http://www.city.koka.lg.jp/2031.htm>

目次

入園申込について

令和8年度 入園申し込みについて	……	P. 1
オンライン申し込みについて	……	P. 2
1 保育園等入園の流れ	……	P. 3
2 保育園等とは	……	P. 4
3 認定こども園とは	……	P. 4
4 地域型保育事業所とは	……	P. 4
5 保育の必要性の認定基準	……	P. 5
6 入園の必要な理由がわかる書類	……	P. 6
7 保育認定と保育必要量について	……	P. 7
8 保育時間について	……	P. 8
9 入園・支給認定の審査について	……	P. 9
10 入園承諾・支給認定後の留意事項	……	P. 10
11 令和8年度入園審査基準指数表	……	P. 11,12
12 広域入所について	……	P. 13
13 休日保育について	……	P. 13
14 家庭保育のお願いについて	……	P. 13
15 ステップ(ならし)保育について	……	P. 13

利用者負担額について

16 利用者負担額（保育料等）について	……	P. 14
17 利用者負担額（保育料等）の算定について	P. 14	
18 利用者負担額（保育料等）の納付	……	P. 15
19 利用者負担額（保育料等）の滞納	……	P. 15
20 利用者負担額（保育料等）の減免について	P. 16	
21 令和8年度利用者負担額基準額表	……	P. 17
22 給食費（3～5歳児のみ）	……	P. 18

その他

23 市内保育施設一覧	……	P. 19,20
24 クラス年齢	……	P. 20
小学校通学区別保育園一覧	……	P. 21
入園前の家庭教育について	……	P. 22

令和8年度(2026年度) 保育園等入園申し込みについて

✦重要✦

☆一斉申し込みの受付期間

受付期間: 令和7年10月1日(水)～10月10日(金)

受付方法: オンライン

- ※ インターネット環境がない、通訳が必要など、やむを得ない事情によりオンラインでの申し込みが難しい方は保育幼稚園課までご相談ください。
- ※ オンライン申し込みについては次のページを確認してください。

☆期間外申し込みの受付期間

受付期間: 令和7年10月11日(土)以降随時

受付方法: オンライン

- ※ 令和8年度の入園調整は、一斉申し込み期間内に申し込みをされた方が優先になります。期間外に申し込みをされた方は、その後に随時入園調整いたします。

■ 注意事項

- ・ この冊子をよく読み、保育の必要性の認定基準をご理解のうえ、必要書類をそろえていただき、必ず一斉申し込み受付期間内にオンライン申し込みをしてください。
- ・ 毎年度、入園申し込みは必要です。現在在園中の方も、令和7年度待機中の方も、必ず申し込みをしてください。
- ・ 保育園等を利用するために「支給認定」を受ける必要があります。入園申し込みは支給認定の申請を兼ねています。
- ・ 年度途中(5月以降)の入園をご希望の場合や出産予定のお子さんの申し込みも一斉申し込み受付期間内に受付します。

年度途中の入園申し込み

令和8年4月以降に急遽申し込みされる方は、年度途中でも入園審査をします。期間外申し込みを行ってください。

入園申込を各月月末までに受付けた分について、翌々月以降の入園調整を行い、入園が内定したら、入園の前月までに健康診断や面接のご案内をします。

ただし、一斉申込期間内に申し込まれた方で園の定員を満たす場合は、入園できません。

リンク集

保育園等 案内・マップ		様式		よくある質問		面接・健康診断 予定日一覧	
https://www.city.koka.lg.jp/item/41212.htm#itemid41212		https://www.city.koka.lg.jp/item/41213.htm#itemid41213		https://www.city.koka.lg.jp/item/41214.htm#itemid41214		https://www.city.koka.lg.jp/item/41203.htm#itemid41203	

オンライン申し込みについて

事前準備

- 申し込みに必要な以下の書類を事前に準備してください。
申し込みでは、画面に入力またはデータ添付(PDF又はスマートフォンで撮影した画像データ)しますので、申し込みの際に利用するデバイス(PC・スマートフォンなど)に保存しておいてください。
- 世帯員の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ※1
- 代表保護者の本人確認書類 ※2
- 保護者両名の保育が必要なことを証明する書類 →詳細は6ページ
- (生まれる前の子を申し込む場合は)母子手帳

※1 いずれか

- 1 個人番号(マイナンバー)カード
- 2 通知カード
- 3 個人番号付きの住民票または住民票記載事項証明書

※2 いずれか

- 1 個人番号(マイナンバー)カード
- 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他〔顔写真付きで官公署または法人(勤務先等)から発行された身分証明書等〕から1つ
- 3 1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他〔官公署または法人(勤務先等)から発行された身分証明書等〕から2つ

申し込み方法

- スマートフォンかパソコンにて、以下のHPにアクセス

URL: 期間内 <https://www.city.koka.lg.jp/item/41209.htm#itemid41209>

▼期間内



▼期間外



期間外 <https://www.city.koka.lg.jp/item/41210.htm#itemid41210>

- オンライン申し込みの詳細は、上記HP内にある「入園申し込みオンライン操作マニュアル」をご確認ください。

注意点

- 申込書の控えが必要な方は、申し込みの最後にダウンロード画面が出ますので、必ずダウンロードしてください。
(後からはダウンロードはできませんのでご注意ください)

申し込み後

- 申し込み内容に確認が必要な場合には、連絡先として入力した電話番号に保育幼稚園課から電話がある可能性があります。着信拒否等の設定をしている場合は、保育幼稚園課管理係 0748-69-2180 の電話番号を受付できるようにしておいてください。
- 添付された画像が不明瞭である場合には、保育幼稚園課から再送付または原本提出を依頼することがあります。
- 保育の必要な状況等に変更があった場合、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
ただし、審査点数に反映できるのは申込期間内に提出があった資料に限ります。→審査について9ページ
- 資料の添付を忘れた場合や再提出が必要な方はこちらをご利用ください→
URL: <https://logoform.jp/form/w8kD/786713>



1 令和8年度 保育園等入園の流れ

令和7年10月1日～10日

入園申込・支給認定申請

- ・オンライン申し込み
- ・一斉申込受付期間を過ぎて申し込みされた方は、入園・支給認定の結果通知が1月以降になります。

令和7年11月～12月

入園調整期間

- ・受入可能数を超えた保育園等について、入園調整をします。

令和7年12月下旬

入園の決定通知書と支給認定証の交付

- ・入園の決定通知書と支給認定証を同時に交付します。
- ・事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

令和8年1月～2月

入園準備期間

- ・面接・健康診断など
- ・園により日程は異なります。→予定日一覧(随時更新)



令和8年2月末まで

利用者負担額 口座振替の申し込み

- ・金融機関へ期限までにご提出ください。
- ・継続児は提出不要です。

令和8年3月末まで

利用者負担額 算定

- ・追加資料の提出が必要な方に入園決定後、別途通知します。
- ・詳しくは14ページをご覧ください。

令和8年4月上旬

利用者負担額 決定通知(4～8月分)

令和8年9月上旬

利用者負担額 決定通知(9～3月分)

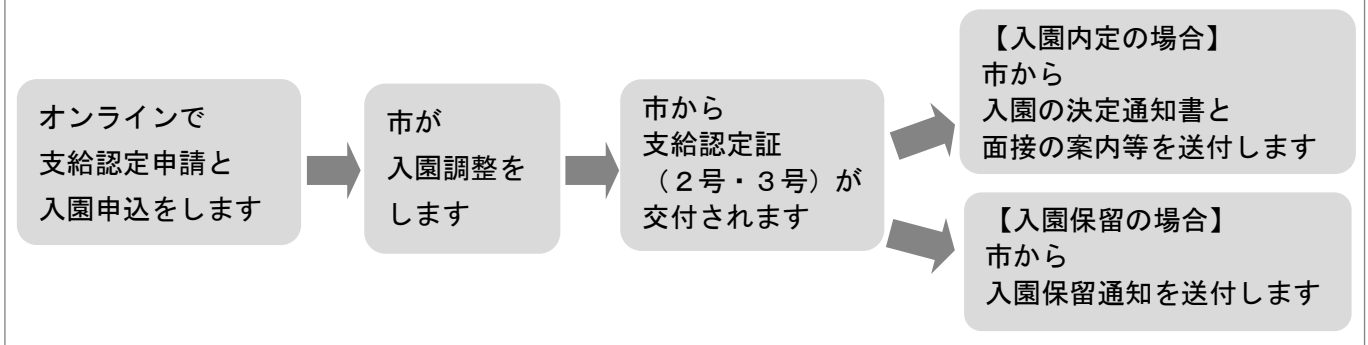
年度途中(5月以降)の入園の場合

- ・一斉申込期間内に申し込みされた方には、12月下旬に内定通知または待機通知を発送する予定です。
- ・5月入園の方は、4月入園の方と同時に集団での健康診断や面接を予定しています。
- ・6月以降の入園の方は、前月までに入園意思の再確認の連絡をし、前月中に面接および健康診断をします。
- ・利用者負担額は、入園月上旬に通知します(14ページ参照)。



Ⅰ 入園申込・支給認定の流れ

入園申込と併せて支給認定を申請します。在園の方も同様です。



2 保育園等とは

保育園等は、保護者が働いていたり、病気などのために、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です(児童福祉法第39条)。

したがって、保育園は家庭で保育のできない場合に入園するものです。「下の子の育児に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「こどもが保育園に慣れてきてやめさせるのはかわいそう」などの理由だけでは入園できません。

○保育園に入園できる児童は、5ページの「保育の必要性の認定基準」に該当する児童です。

○甲賀市内の保育園は、入園対象児童と保護者が甲賀市に住民登録をしていることが必要です。

転入予定の方も申し込みができますが、入園月の1日時点で児童、保護者ともに転入し、甲賀市の市民として**住民登録**している必要があります。

3 認定こども園とは

認定こども園では、幼稚園児(短時部、幼稚部、1号認定)と保育園児(長時部、2・3号認定)が、同じ保育室で同じ教育・保育を行います。また、子育てに関わる相談や親子の集いの場を提供し、地域における子育て支援が行われています。保育の必要な事由がある場合は保育園、認定こども園(長時部、2・3号認定)または地域型保育事業所へ、保育の必要な事由がない場合は認定こども園(短時部、幼稚部、1号認定)への入園申込をしてください。

4 地域型保育事業所(小規模保育事業所、家庭的保育事業所)とは

地域型保育事業所は少人数の0～2歳児を保育する事業所で、市内では小規模保育事業所と家庭的保育事業所があります。

小規模保育事業所は定員6～19人までの規模、家庭的保育事業所は少人数(定員5人以下)の保育施設です。

5 保育の必要性の認定基準

児童の保護者が、次のいずれかの事由に該当するため、保育できないと認められる場合に、保育認定を受けることができます。※必要な書類は6ページの表をご覧ください。

保育の必要な事由	基準	入園期間(目安)
就労	月48時間以上仕事をするを常態とする ※日常の家事、ボランティアなどは含みません。	【就労期間】
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がない ※出産前8週の属する月の1日～出産後8週を経過した日の属する月末まで 〔例:令和8年6月6日が予定日の場合 →入園可能な期間は、4/1～8/31の間です〕 ※多胎の場合は、産前14週から産後14週	【出産前後の期間】
疾病・障がい	保護者が疾病もしくは負傷のため、または心身に障がいを有している	【医師の診断書、各種手帳等の期間】
介護等	親族が、長期にわたり疾病の状態にある、または心身に障がいを有し、児童の保護者が介護している（月48時間以上の介護を常態とする）	【証明書等の有効期限まで】
災害復旧等	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	【復旧期間】
求職活動等	求職活動または起業の準備を継続的に行っている	【入園後3か月まで】
就学	学校教育法に規定する学校等に在学しているか、職業訓練校等で職業訓練を受けている(月48時間以上の就学を常態とする)	【在学期間】
虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力によって保育が困難と認められる	【必要と認められる期間】
育児休業	3～5歳児:育児休業をする場合 0～2歳児:育児休業をする場合で、これまで児童が保育園等を利用しており、年度内に仕事復帰する	【育児休業の期間】
その他	産後翌月から6か月以内などで保育の必要な事由として市が認める場合	【必要と認められる期間】



6 保育の必要な理由がわかる書類

保育の必要な事由	添付が必要な書類
<p>☆がついているものは市または国の指定用紙があります</p> 	
就労	
【会社員等】	<p>■就労証明書☆</p> <p>※ 証明日のないものは無効です。 ※ 令和7年9月1日以降に発行されたもの。 ※ 期間外申込の場合は、申込日より3か月以内に発行されたもの。 ※ 2か所以上で就労している場合は合算します。</p>
【自営業等】 【農業(中心者)】	<p>① 自営(中心者)… ■就労証明書☆ および ■事業主である証明の写し等<small>(下のA・Bのうち1点)</small></p> <p>〔自営業主〕</p> <p>A.事業所得のある直近の「確定申告書の写し」 B.「開業届」の写し</p> <p>② 自営(協力者)… ■就労証明書☆ および ■事業主の確定申告書の写し等<small>(下のA～Cのうち1点)</small></p> <p>〔自営業専従者、家族従業員〕</p> <p>A.専従者として記載されている「確定申告書」 B.「源泉徴収票」 C.「給与明細2か月分」</p> <p>※ 上記書類が用意できない場合は保育幼稚園課までお問い合わせください。</p>
【内職】	<p>■就労証明書☆ および</p> <p>■家内労働手帳等の写し<small>(無い場合は、委託契約書や給与明細2か月分の写し)</small></p>
【農業(協力者)】	<p>■農業申立書☆ および ■事業主の確定申告書の写し<small>(専従者として記載されているもの)</small></p> <p>※ 農業(協力者)の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書の写し」の添付が必要です。 ※ 農業の場合、家内消費分のみの作物など収益を伴わないものは就労とみなしません。</p>
妊娠・出産、その他	■母子手帳の写し <small>(父母名・出産予定日がわかるページ)</small>
疾病・障がい	<p>■医師の診断書の写し☆ または ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し</p> <p>※ 診断書は発行日が令和7年9月1日以降のもので、原則保育が必要な期間が明記されたものです。 ※ 有効期限までの利用契約決定となるため、期限内に更新し、新しい診断書を提出してください。 ※ 期間外申込の場合は、申込日より3か月以内に発行されたもの。</p>
介護等	<p>■介護・看護の状況表(申立書)☆ および ■介護・看護スケジュール☆</p> <p>■医師の診断書の写し☆ または ■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し</p> <p>※ 診断書は令和7年9月1日以降に発行されたもの。 ※ 有効期限までの利用契約決定となるため、期限内に更新し、新しいものを提出してください。</p>
災害復旧等	■罹災証明等 ※ 必要に応じてお問い合わせください。
求職活動等	<p>■確約書☆ ※ 就労先が決定したら就労証明書を提出してください。</p> <p>※ 保育士または幼稚園教諭として市内の保育園等で就労を希望される場合は、申立書も合わせて提出してください。</p>
就学	■在学証明書 または ■学生証の写し(両面) ※ 併せて、就学期間と授業時間がわかる書類
育児休業	■就労証明書☆ ※ 復帰日が確認できること。

添付書類についての注意事項

- 事業主の都合等で「就労証明書」等の資料提出が間に合わない方…
受付期間内に、提出予定日をお約束の上、後日提出するという「確約書(市の様式)」を提出してください。
ただし、その後10月17日(金)までに「就労証明書」等の提出がない場合は、入園審査には反映できません。
なお、11月7日(金)までに提出がない場合は支給認定却下・入園保留となります。
- この書類以外にも、状況確認等のため追加で書類を提出いただく場合があります。
- 虚偽の内容または事実と相違がある申し込みをされた場合は、入園申込が無効となることがあります。
- 申込時点で就労先が決まっていない(求職活動をしている)場合は、求職活動での申し込みになります。
- 期間外申込時の「就労証明書」、「医師の診断書の写し」については、申込日より3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- 指定様式以外で提出される場合、必要な情報が掲載されていない場合は再提出を依頼する必要があるほか、入園審査に不利が生じる可能性がありますので、必ず指定様式でご提出ください。

7 保育認定と保育必要量について

保育園等に入園するためには、市の「認定」を受けることが必要になります(支給認定)。

保育園、認定こども園(長時部)等については、審査で保育が必要と市が認めた場合、満3歳以上は「2号認定」、満3歳未満は「3号認定」となります。

さらに、保育が必要な時間によって「保育標準時間」または「保育短時間」のどちらかで認定します。

これによって保育園等の基本的な利用時間や利用者負担額等が異なりますので、下表と次ページをよく確認していただき申し込みください。なお、保育園等入園申込が認定の申請を兼ねています。

保育の必要な事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間や通勤時間の関係で、 保育を必要とする時間が <u>通常保育時間※</u> を越える場合 (※通常保育時間・8:30～16:30)	就労時間が短い場合や祖父母等の送迎が 可能など、保育を必要とする時間が <u>通常保育時間※</u> を越えない場合 (※通常保育時間・8:30～16:30)
内職	×	○
妊娠・出産	○	状況によって希望できる
産後6か月	×	○
疾病・障がい	状況による	状況によって希望できる
介護等	状況による	状況によって希望できる
災害復旧等	○	状況によって希望できる
求職活動等	×	○
就学	状況による	状況によって希望できる
虐待やDVのおそれ	○	状況によって希望できる
育児休業	×	○
その他	状況による	状況による

- ・ 「保育の必要な事由」や状況が変わる場合、「保育必要量」の変更を行いますので、**必ず変更したい月の前月20日までに、「保育の必要な事由」を証明する書類と支給認定変更申請書を提出してください。**提出が遅れますと、ご希望月からの変更ができなくなりますので、ご注意ください。
- ・ なお、認定は1か月単位で行い、月の途中からの変更や前月にさかのぼっての変更はできません。
- ・ 育休期間中は「保育短時間認定」となり、復帰月からは就労時間等により「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」となります。



9 入園・支給認定の審査について

令和8年4月1日時点における家庭で保育できない状況を審査し、入園決定・支給認定をします。本市では公正な審査を行うために、入園審査基準指数をもとにした点数制で、点数の高い児童から順番に入園決定します。ただし、保育の必要性の認定基準を満たし、期間内(入園申込受付期間)に申し込みをされた方で、希望園の受け入れ人数に余裕がある場合は、点数にかかわらず入園調整いたします。《令和8年度入園審査基準指数表(11, 12ページ参照)》

入園申込受付期間内に申し込みされた方で、保育の必要な事由や状況等に変更が生じた場合、その都度届け出てください。10月10日(金)までに追加で届け出されたものに限り、入園審査基準に反映します。ただし、その後退職した等、保育の必要な事由がなくなった場合は再度審査をします。

審査後、入園が決定しますと入園の決定通知書、支給認定証、健康診断及び面接等の日程通知を発送します。申込後の流れについては3ページをご覧ください。

■ 特にご注意いただく点

- 入園申込・認定申請書に添付された資料で審査を行います。添付漏れがある場合は審査しません。
- 審査の結果、保育が必要でないと判断した場合は入園保留とし、支給認定はいたしません。
- 定員を超える申し込みがあった場合、審査において指数表の点数の低い児童については、ご希望の保育園等に入園できない場合があります。また、同点の場合は優先度の高い方から順番に入園調整・決定を行います。
- 審査の結果、第1希望園は入れないが、第2希望園～第5希望園に入れる場合は、入所できる園の「利用契約決定通知書」を送付しますので必ず通園できる園を入力してください。
- 入園申込書の「入園希望保育園」の欄で、第2～第5希望園がどうしてもない場合は、「なし」と入力してください。ただし、必ず第1希望の保育園に入れるとは限りません。
「なし」と入力された場合で、第1希望の園に入れなかった場合は、他の園で調整はせず、「入所保留」とします。
- 審査の段階で申込内容に虚偽があることが判明した場合は、入園を承諾しません。また、入園決定後に虚偽が判明した場合は、入園の決定を取り消します。

《その他》

児童の保育において、健康診断やその他必要な情報を、保健センター又は医療機関等から収集することがあります。その結果、医療行為等が必要な場合は事前に就園相談をし、入園調整をさせていただきます。



10 入園決定・支給認定後の留意事項

入園が決定された方は、次のことについてあらかじめご了承ください。

また、該当する場合は直ちに保育幼稚園課、入園決定(内定)園、各地域市民センター(土山・甲賀・甲南・信楽)のいずれかにご相談もしくは届出をしてください。

※変更届等の保護者名は、申込時に記入いただいた代表保護者名で記入してください。

1 入園を辞退される場合

速やかに「入園申込取下書」を提出してください。入園月の前月までに入園申込取下書を提出しなければ、入園対象となり利用者負担額がかかります。

2 家族の状況等が変更になった場合

入園申込書に入力した内容や添付書類が変わるときは、変更内容によっては手続きが必要となります。保育幼稚園課又は園にご確認ください。

3 就労で入園の決定を受けているが、退職した場合

退職後、仕事先を探されている場合は「確約書」を提出してください。すぐに新しい仕事に就くときは「就労証明書」を提出してください。ただし、月48時間以上の就労を確認できないなど保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、入園の決定と支給認定を取り消します。

4 就労予定や就学等により期間限定で入園が決定している方や、転職等で就労形態が変わった場合

「就労証明書」等を提出していただき、入園期間延長の再審査を行います。就労の事由の方で、その時点で勤務実態が確認できない場合、後日、勤務実態が確認できる書類を提出してください。ただし、月48時間以上の就労を確認できないなど保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、入園の決定と支給認定を取り消します。

5 有効期限のある添付書類を提出されている場合

診断書、介護認定証や受給者証など有効期限の記載されている書類を提出されている場合、当初の入園の決定や支給認定では、その期限までの期間となります。そのため、引き続き保育が必要となる場合は、更新後の各認定証等の写しを提出してください。

6 就労で入園の決定を受けているが、妊娠が確認された場合

「母子手帳(父母氏名のページと分娩予定日のページ)の写し」を提出してください。産前産後休暇や育児休業を取得される場合は「就労証明書」に記入欄がありますので、再度勤務先で証明を受けてください。出産後退職される場合は、ご連絡ください。

7 育児休業中・復帰後に入園する場合

3・4・5歳児は、保育の必要性が認められれば、年度当初からの入園申込が可能です。
2歳児以下は、育休復帰の前月(復帰日が16日以降の場合はその当月)からの入園申込が可能です。

8 入園後、事情により退園する場合

退園する月の末日までに「退園届」を提出してください。電話や口頭だけでは退園できません。

9 市外へ住所を変更された場合(転出)

保護者及び入園児童が市外へ住所を変更された場合は退園となりますので、転出日の月末までに「退園届」を提出してください。

★ 入園してから家庭等で保育できる状態になった場合(5ページの保育の必要性の認定基準に該当しなくなった場合)は退園していただきます。

★ 利用契約期間終了後、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、退園していただきます。

11

令和8年度入園審査基準指数表(基本点数表)

区分	保護者(父母等)の状況		指数	
			父	母
就労 (自営業・農業含む)	(1)	月20日以上かつ1日7時間以上の就労を常態	10	10
	(2)	月20日以上かつ1日5時間以上7時間未満の就労を常態	9	9
	(3)	月16日以上かつ1日7時間以上の就労を常態	8	8
	(4)	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態	7	7
	(5)	上記以外で月48時間以上の就労を常態	5	5
内職	(6)	月48時間以上の就労	3	3
妊娠・出産	(7)	出産予定日の前8週から、産後8週の属する月の月末まで	/	10
産後6か月以内	(8)	出産翌月から6か月以内(ただし、妊娠・出産の期間を除く)	/	5
保護者の疾病	(9)	入院中・自宅療養で常時臥床(寝たきり)	10	10
	(10)	精神性疾病	10	10
	(11)	上記以外で、育児が困難な状態	8	8
保護者の障がい	(12)	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2・B1	10	10
	(13)	身体障害者手帳3級、療育手帳B2	8	8
	(14)	身体障害者手帳4級	5	5
親族の介護・看護(在宅)	(15)	重度心身障害者・介護保険要介護者(要介護3~5)の介護を常態(月48時間以上)	10	10
親族の介護・看護(入院)	(16)	常時付添いが必要な場合(月48時間以上)※ただし、配偶者・子に限る	8	8
親族の介護・看護(その他)	(17)	上記以外で、入院・入所・介護のため(月48時間以上)	5	5
災害復旧	(18)	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たっているため ※ただし、ボランティア活動は含みません。	10	10
求職活動	(19)	求職活動又は起業の準備を継続的に行っている	2	2
	(20)	求職活動又は起業の準備を継続的に行っているひとり親家庭	10	10
就学	(21)	学校や就職訓練施設等に通っている(月48時間以上)	5	5
育休	(22)	※ただし、年度内に復帰の場合は、就労と同じ指数です。	2	2

※ オンライン申し込みで申請する際は、該当する区分全てに☑をしてください。指数の高いもので審査します。

※ オンライン申し込みで申請する際は、該当する区分全ての提出書類を用意してください。詳しくは6ページをご覧ください。

『育児休業を取得される(取得中)方について』

オンライン申し込みの申請で、入園希望保育園等に入園できなかった際の意向を確認する項目があります。育児休業中の方は、「育児休業を取得中(予定)の方は」の欄に必ず✓印を入れてください。

(1)(2)に✓印…提出された書類から算出した利用調整指数に基づいた利用調整を行います。

※原則、入園決定後は、育児休業からの復帰が条件となります。

(3)に✓印…就労状況等にかかわらず入園基準指数からマイナス30点します。よって、入園の可能性が下がります。

※ただし、申し込み状況等により、入園できる場合があります。

令和8年度入園審査基準指数表(調整点数表)

条件			指数	
父母の状況	ひとり親	母子・父子家庭で祖父母と	(1)別居している場合 (2)同居している場合	14 13
		父または母が海外赴任・県外単身赴任をしている場合または赴任の予定		2
	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯の場合		1
	主たる生計者	主たる生計者が求職活動を行う場合※1		3
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が同時に	(1)2人申し込みされた場合		3
		(2)3人以上申し込みされた場合		4
継続児 (転園希望・内定児含む)	令和7年10月1日現在、市内保育園等に在園(内定)している児童 (企業主導型保育所を含む)		4	
	令和7年10月1日現在、市内認定こども園に在園し、施設等利用給付認定を受けている児童		4	
特別支援を要する児童	手帳を有する児童(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)		4	
	医療的ケア児(日常生活において、医療的なケアの必要がある児童)		10	
就学前の配慮	就学に配慮するため、3・4・5歳児で、第一希望である保育園等が小学校区内である場合		5	
幼稚園教諭・保育士等	保護者が市内認可の幼稚園・保育園に 幼稚園教諭・保育教諭・保育士として勤務 する場合(企業主導型含む)	月20日以上かつ1日の勤務時間が5時間以上	12	
		月16日以上かつ1日の勤務時間が4時間以上	8	
		その他	4	
希望する保育園等に入園できない場合は、1年を通して育児休業の延長が許容できるため、 利用調整の順位が下がっても良い※2			-30	
その他	その他、緊急性が高いと認められる場合		10	

※1 保護者どちらかに収入がある場合を除く。

※2 就労状況等にかかわらず入園調整指数からマイナス30点されますので入園決定の可能性が下がります。
ただし、申し込み状況により入園決定する場合があります。

■ 指数表について・注意事項

・**基本点数表**について、「父母の状況」の点数は父母で20点満点とし、複数項目に該当する場合は、高い方の点数とします。ただし、就労の欄内のみ日数・時間を合算します。さらに、上記の調整点数については、該当する項目があればすべて加減算します。

・**指数表の項目以外の事由**について審査する必要がある場合、別途審査するものとします。

・**市外居住の方の入園(管内広域入所)**については、市内居住者の選考後、希望する保育園の定員に余裕のある場合のみ入園可能とし、別途広域入所の必要性を検討します。市内居住の方の市外保育園への入園(管外広域入所)は、次ページをご覧ください。

・**継続児**とは、市内の保育園等に令和7年10月1日現在、在園(内定)している児童(待機の方は含みません)を指します。

■ 同点の場合の優先度 ※入園審査で同点となった場合は、優先度の高い方から調整します。

優先順位	優先度の項目
1	特別な支援を要する家庭(※3)、ひとり親家庭(※4)である場合
2	第一希望の保育園である
3	前年度入園していた継続児
4	兄弟姉妹が同時に入園する場合(※5)
5	入園希望月が早い児童
6	就労日数・就労時間などの保育できない時間数が多い

※3 特別な支援を要する家庭とは、児童虐待防止の観点から、保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭のことをいう。

※4 ひとり親家庭とは、母子家庭、父子家庭、両親のいずれかが行方不明・拘禁・離婚調停裁判中である場合をいう。

※5 兄弟姉妹同時入園として審査する施設は、子ども・子育て支援新制度を実施している保育園及び認定こども園等とする。

12 広域入所について

広域入所とは、市内に住所があり、保育の必要な事由がある場合で、保護者の勤務の都合等で他の市町村の保育園等へ入園することです。入園の決定については、要件を審査し相手先市町村との協議の上、結果をお知らせします。保護者から直接保育園等へ入園申込はできません。また、市内で入園可能な保育園等がある場合は、広域入所はできません。

なお、広域入所は現在通園されている方でも、相手先市町村の事情により入園できないことがあります。

広域入所を申し込まれた場合の決定時期は、相手方市町村の承諾書(不承諾書)の送付後になりますので、市内保育園等よりも決定が遅くなるのが一般的です(2~3月頃)。

ご希望の方は、保育幼稚園課まで相談してください。

13 休日保育について

市内保育園等に入園している児童(2・3号認定)で、保護者が休日(日曜日及び国民の祝日)に仕事等で保育できない場合のために、市内の以下の施設で「休日保育」を行っています。利用される方は、**前月20日までに事前の登録**と、利用申請が必要です。また、休日保育を利用される場合は、その代替に平日に通園されている保育園等を休んでいただきます。詳細については、保育幼稚園課までお問い合わせください。

■実施施設: あいみらい保育園

※通常時、他の保育園等に通っておられる場合は、休日保育利用日のみ実施施設へ登園していただきます。

14 家庭保育のお願いについて

年末年始以外の、土曜日や夏季盆休みなど、保護者の保育が可能な場合には、家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。

15 ステップ(ならし)保育について

新規に入園する児童については、集団生活への適応等を目的として、いわゆる「ステップ(ならし)保育」を実施しています。

年齢やこれまでの保育園経験等により異なりますが、入園した日から一定期間は、通常の保育時間よりも短い時間に限定して「ステップ(ならし)保育」をすることになりますので、お迎えの時間を早めていただく等のご協力をお願いいたします。

詳しくは、入園希望の保育園等へお問い合わせください。



16 利用者負担額(保育料等)について

保育に必要な費用は、国、県および市の負担金ならびに保護者の負担する利用者負担額によって賄われています。

利用者負担額は、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになります。

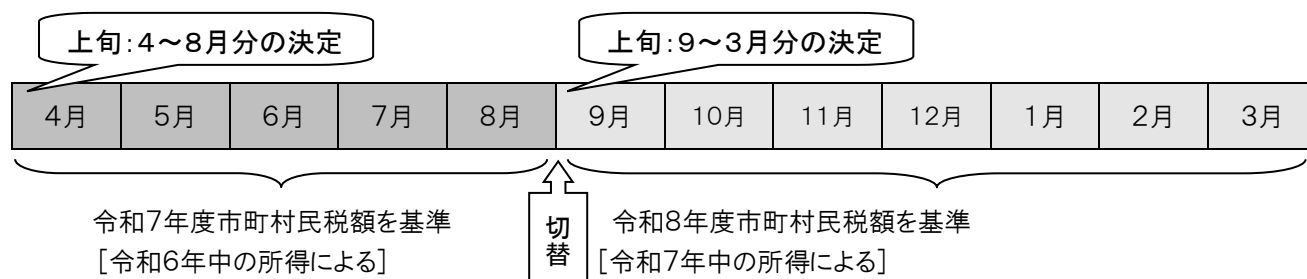
公立施設・私立施設(認可)ともに、算定基準及び利用者負担額は同じです。

17 利用者負担額(保育料等)の算定について

原則として父母の市町村民税額を基準に、市が定める「利用者負担額基準額表(保育の利用)(17ページ参照)」に照らして、階層区分を認定します。

ただし、父母以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合、主宰者を含めて算定します。

令和7年1月1日または令和8年1月1日時点での住所地の課税情報を参照します。



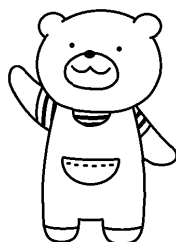
※ 利用者負担額の算定における市町村民税額は原則として、所得割を指します。ただし、調整控除を除く税額控除を適用する前の金額です。

※ 所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで保護者が変更となった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、必ず保育幼稚園課まで連絡してください。

※ 令和6年1月1日以降、海外赴任をされていた方、及び現在海外赴任中の方は、別途提出いただきたい資料がありますので、保育幼稚園課まで連絡してください。

※ 世帯の状況により、年度途中に追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額(保育料等)を最高額で決定する場合があります。



18 利用者負担額(保育料等)の納付

① 公立園・私立保育園(保育所)の場合

原則として、利用者負担額(保育料等)の納付は各種公金と同様に「口座振替(自動振込)」としています。入園決定後に手続きしていただき、その口座から、毎月末日(土、日、祝日の場合は、その翌営業日)に振り替えます(手続きについては、後日お知らせします)。

【口座振替可能な機関】

- ・滋賀銀行 ・関西みらい銀行 ・甲賀農業協同組合 ・滋賀県信用組合
- ・滋賀県民信用組合 ・湖東信用金庫 ・近畿労働金庫 ・グリーン近江農業協同組合
- ・京都銀行 ・ゆうちょ銀行(郵便局)

② 私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

利用者負担額(保育料等)は利用する施設に直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

※ 請求は、入園申込書に記入いただいた代表保護者宛てに行いますが、納付義務は保護者等の扶養義務者にあります。

なお、出欠に関わらず、その月に保育園等に在籍していれば、1か月の利用者負担額(保育料等)がかかります。

19 利用者負担額(保育料等)の滞納

利用者負担額を滞納された場合、滞納処分(差押え等)をする場合があります。

※ 滞納されている方には、事前の予告なく、園(送迎時)やご自宅を訪問することがあります。

※ 期限までに利用者負担額(保育料等)の納付がない方については、「甲賀市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例」に基づき督促状を発し、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。

利用者負担額(保育料等)は、大切なお子さんをお預かりするのに重要な費用です。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。



20 利用者負担額(保育料等)の減免について

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

市町村民税所得割額が57,700円以上(D2階層の一部～D8階層)の世帯で保育園児の兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、2人目の利用者負担額が基準額の半額、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部、2・3号認定)、地域型保育事業所に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・幼稚園、認定こども園(短時部、1号認定)に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満(C12階層～D3階層の一部)の方は、利用者負担額の減免を受けることができます(別途審査が必要です)。

減免を受けるには手続きが必要です。減免対象となる可能性がある方には、個別に通知します。

市町村民税均等割のみ課税世帯(C12階層)と市町村民税所得割額が77,101円未満(C22階層～D3階層の一部)の世帯は、1人目の利用者負担が一部減免されます(減免後の額は次ページの「利用者負担額基準額表」参照)。

また、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

◆多子世帯に対する減免について

次の要件にあてはまる場合、利用者負担額の減免を受けることができます。

- (1)市町村民税所得割額が57,700円未満(C12階層～D2階層の一部)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。
- (2)市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満(D2階層の一部～D3階層)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の利用者負担額が免除(0円)となります。

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではありません。たとえば勤務・修学・療養等の都合上別居し、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」とします。また、同一の家屋で暮らしておられる場合は、特段の事情がない限り、「生計を一にする」とします。

※ 年度を越えて利用者負担額を変更・減額・還付等することはできません。減免申請等は、今後ご案内する期限内に提出をお願いします。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額(月額) [単位:円]			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1 2	市町村民税均等割のみ課税世帯 (所得割額のない世帯)	8,900 (3,800)	8,800 (3,800)	0	0
C2 2	48,600 円未満	15,000 (5,400)	14,800 (5,300)	0	0
D1	市 48,600 円以上 54,600 円未満	18,000 (5,400)	17,700 (5,300)	0	0
D2	町 54,600 円以上 60,600 円未満	20,800 (5,400)	20,500 (5,300)	0	0
D3	村 60,600 円以上 77,101 円未満	24,000 (5,400)	23,600 (5,300)	0	0
	所得 77,101 円以上 97,000 円未満	24,000	23,600	0	0
D4	割 97,000 円以上 169,000 円未満	36,000	35,400	0	0
D5	課 169,000 円以上 247,000 円未満	49,800	49,000	0	0
D6	税 247,000 円以上 301,000 円未満	50,800	50,000	0	0
D7	世帯 301,000 円以上 397,000 円未満	53,800	52,900	0	0
D8	397,000 円以上	69,900	68,800	0	0

※ 所得割課税額は、調整控除を除く税額控除(寄附金控除や住宅借入金等特別税額控除等)適用前の金額です。

※ 令和8年4月～8月分は「令和7年度市町村民税額」を、令和8年9月～令和9年3月分は「令和8年度市町村民税額」を基に算定します。

※ 年齢区分は、令和8年4月1日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えても、年齢区分は変わりません。

※ 保育標準時間、保育短時間の認定については、「保育認定と保育必要量について(7ページ)」をご覧ください。

※ ()内の金額は、ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免を適用した場合の額です。利用者負担額の減免についての詳細は、16ページをご覧ください。

※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額を最高額「D8」に決定することがあります。

22 給食費(3～5歳児のみ)

【重要】以前は保育料に含まれていた「副食費」について、令和元年10月からの無償化の実施により、「実費徴収するもの」とされました。(3～5歳児のみ)

「主食費(ごはん等)」と「副食費(おかず等)」について実費徴収となります。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		給食費(月額) [単位:円]	
階層区分	定義	主食費	副食費
A～D2の一部	57,700円未満 〔77,101円未満〕	施設が 定めた額	0
D2の一部～D8	57,700円以上	施設が 定めた額	施設が 定めた額

給食費の納付

① 公立園の場合

入園決定後に手続きいただいた口座から、毎月末日(土、日、祝日の場合は、その翌営業日)に振り替えます。

② 私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

給食費は「各施設が定めた料金」を各施設へ直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、3人目以降の副食費が免除(0円)になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部、2・3号認定)、地域型保育事業所に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・幼稚園、認定こども園(短時部、幼稚部、1号認定)に在籍(認可・認定施設に限る)
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満(D3階層の一部まで)の方は、副食費が免除(0円)となります。

◆多子世帯に対する減免について

市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満(D2階層の一部～D3階層)の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉(年齢制限なし)が2人以上いる場合、3人目以降の副食費が免除(0円)となります。

23 市内保育施設一覧

区分	保育園等名	受入年齢	定員	所在地	電話番号	保育可能時間 ※1	運営主体
保育所	あいみらい保育園	6か月～5歳	270	水口町鹿深 3-39	69-6450	月～金 7:30～18:30 土 ※2	甲賀市
	柏木保育園	6か月～5歳	160	水口町植 440	62-2770	月～金 7:30～19:00 土 7:30～19:00	社会福祉法人 ひまわり会
	水口北保育園	6か月～5歳	200	水口町松尾 1211	62-1085	月～金 7:30～19:00 土 7:30～19:00	
認定 こども園	貴生川認定こども園	6か月～5歳	160	水口町三大寺 2100	62-8188	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:30	学校法人 森島学園
	認定こども園 水口幼稚園	6か月～5歳	95	水口町城東 3-21	62-0329	月～金 8:00～18:00 土 —	学校法人 近江聖書学園
	ここのっす園	6か月～5歳	231	水口町秋葉 45-1	63-5670	月～金 7:30～19:00 土 7:30～18:30	社会福祉法人 絆敬会
	伴谷くじらこども園	6か月～5歳	234	水口町伴中山 1015	65-2185	月～金 7:00～19:00 土 7:00～19:00	社会福祉法人 くじら
小規模	ばれっと園 もとあやの (2歳は継続児優先)	6か月～2歳	19	水口町本綾野 566-1 アル・プラザ水口 2階	78-0804	月～金 7:30～19:00 土 8:30～17:30	(株)ジッセン ト・シップ
	ちきゅう保育園	6か月～2歳	19	水口町水口 6084-1 西友水口店 2階	78-0084	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:30	(株)グローブ アカデミー
	サンライズキッズ保育園 水口園	6か月～2歳	19	水口町東名坂 288-1	050-5807 -2381	月～金 7:00～19:00 土 7:00～19:00	(株)エクシオ ジャパン
	なないろ保育園	6か月～2歳	19	水口町的場 7 5	60-5432	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:30	特定非営利活 動法人天翔会
	うちゅー保育園	6か月～2歳	19	水口町東名坂 287-2 ナカジマスポート 2階	78-0039	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:30	(株)グローブ アカデミー
	ぎんが保育園	6か月～2歳	19	水口町新城 5-5	78-0089	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:30	特定非営利活 動法人天翔会
	なないろ保育園 貴生川駅前園	6か月～2歳	19	水口町貴生川 900-2	70-3608	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:30	
家庭的	水口幼稚園ひだまり (2歳から優先)	6か月～2歳	5	水口町綾野 1-10	080-1515 -0329	月～金 8:00～16:00 土 —	学校法人 近江聖書学園
	水口幼稚園にじ (2歳から優先)	6か月～2歳	5	水口町本綾野 3-23	080-2129 -0329	月～金 8:00～17:00 土 —	
	ぼのぼのクラブ	1歳～2歳	5	水口町北内貴 77 水口スポーツセンター内	63-1200	月～金 8:30～16:30 土 —	(株)水口スポ ーツセンター
	つばみ (2歳は継続児のみ)	6か月～2歳	5	水口町牛飼 953	62-7634	月～金 7:30～17:30 土 8:30～16:30	池村 真希
保育所	大野保育園	2歳～5歳	68	土山町大野 461-2	67-0144	月～金 7:30～18:30 土 ※2	甲賀市
	認定 こども園	6か月～5歳	108	土山町南土山甲 417	66-0165	月～金 7:30～19:00 土 7:30～19:00	
保育所	甲賀西保育園	6か月～5歳	150	甲賀町滝 838	88-2242	月～金 7:30～19:00 土 7:30～19:00	甲賀市
	甲賀北保育園	2歳～5歳	50	甲賀町神保 2104	88-3660	月～金 7:30～18:30 土 ※2	
認定 こども園	大原こども園	2歳～5歳	69	甲賀町大久保 952	88-3268	月～金 7:30～18:30 土 ※2	
	油日こども園	2歳～5歳	45	甲賀町上野 1320	88-2369	月～金 7:30～18:30 土 ※2	

区分	保育園等名	受入年齢	定員	所在地	電話番号	保育可能時間 ※1		運営主体
甲南地域 保育所	甲南希望ヶ丘保育園	6か月～5歳	120	甲南町希望ヶ丘4-1	86-6350	月～金	7:30～18:30	甲賀市
	甲南のぞみ保育園	6か月～5歳	160	甲南町稗谷2838	86-0878	土	7:30～18:30	
認定こども園	認定こども園 甲南幼稚園	6か月～5歳	140	甲南町野田604	86-8088	月～金	7:30～18:30	学校法人 森島学園
	レイモンド 甲賀こども園	6か月～5歳	185	甲南町野尻1601-3	86-8013	土	7:30～18:30	
小規模	サンライズキッズ保育園 甲南園	6か月～2歳	19	甲南町新治1500	050-5807-2405	月～金	7:00～19:00	(株)エクシオ ジャパン
					土	7:00～19:00		
信楽地域 保育所	雲井保育園	6か月～5歳	80	信楽町牧873	83-0414	月～金	7:30～18:30	甲賀市
	朝宮保育園 ※5	2歳～5歳	26	信楽町上朝宮611	84-0308	土	※2 ※3	
	明照保育園	6か月～5歳	60	信楽町長野998	82-1053	月～金	7:30～18:30	社会福祉法人 おさなご会
				土	7:30～19:00 ※3			
認定こども園	信楽こども園	6か月～5歳	78	信楽町江田969	82-0427	月～金	7:30～19:00	甲賀市
					土	7:30～19:00 ※3		

※1 開所時間内の利用でも、別途料金がかかる場合があります→8ページ

※2 公立園の土曜日保育は、土山こども園・甲賀西保育園・甲南希望ヶ丘保育園・信楽こども園で実施します。実施園以外の公立園に在籍の方は、この中から希望の園を選択して利用することができます。

※3 信楽地域の園（明照保育園、信楽こども園、雲井保育園）で令和8年度から土曜日共同保育を実施します。土曜日保育を実施する施設は信楽こども園です。

※4 休日（日曜日及び国民の祝日）の保育について→13ページ

※5 朝宮保育園は令和6年度から休園しています。令和8年度の入園希望者が少ない場合、引き続き休園となる可能性があります。その場合、申込された方は別の園への入園を調整します。

認可外保育施設 企業主導型保育所

	保育園等名	受入年齢	所在地	電話番号	保育可能時間 ※1		運営主体
水口	Kids house Chou Chou	6か月～2歳	水口町水口5687-7	070-1847-8884	月～土	8:30～17:30	(株)エイト
甲南	しきさい保育園	9か月～2歳	甲南町野尻443-1	78-0120	月～土	7:00～19:00	(株)住まいの 四季彩工房

認可外保育施設の申し込みや料金設定等は、各施設で異なります。直接施設へお問い合わせください。

24 クラス年齢

令和8年4月1日の満年齢で、クラス年齢が決まります。

5歳児	令和2年(2020年)4月2日	～	令和3年(2021年)4月1日	生まれ
4歳児	令和3年(2021年)4月2日	～	令和4年(2022年)4月1日	生まれ
3歳児	令和4年(2022年)4月2日	～	令和5年(2023年)4月1日	生まれ
2歳児	令和5年(2023年)4月2日	～	令和6年(2024年)4月1日	生まれ
1歳児	令和6年(2024年)4月2日	～	令和7年(2025年)4月1日	生まれ
0歳児	令和7年(2025年)4月2日	～	令和8年(2026年) ※6	生まれ

※6 最短で6か月児（生後6か月に達した翌月）から入園可能

甲賀市立小学校通学区別保育園一覧

※住所からみた小学校区です。保育園等名は、3・4・5歳児の就学前のみの範囲を記載していますので、2歳児以下で対象とならない園の記載はありません。

※この通学区は目安です。住所等からお子さんが通う予定の小学校を確認してください。

小学校名	通学区	保育園等名	
水口町	伴谷小学校	伴谷くしらこども園	
	柏木小学校	柏木保育園	
	綾野小学校	あいみらい保育園、水口北保育園、ここのつす園 認定こども園水口幼稚園	
	貴生川小学校	貴生川認定こども園	
	伴谷東小学校	伴谷くしらこども園、水口北保育園	
	水口小学校	あいみらい保育園、水口北保育園、ここのつす園 認定こども園水口幼稚園	
	大野小学校	大野保育園	
	土山小学校	土山こども園	
	甲賀町	大原小学校	土山地域全域 大原こども園、甲賀西保育園
		油日小学校	油日こども園 甲賀西保育園
佐山小学校		甲賀北保育園	
甲南第一小学校		認定こども園甲南幼稚園 レイモント甲賀こども園	
甲南第二小学校			
甲南第三小学校			
甲南中部小学校			
希望ヶ丘小学校		甲南希望ヶ丘保育園、甲南のぞみ保育園	
信楽小学校		信楽こども園、明照保育園	
雲井小学校		雲井保育園	
信楽町	小原小学校	信楽地域全域	
	朝宮小学校	信楽地域全域	
	多羅尾小学校	信楽地域全域	
	伴谷東小学校	伴谷くしらこども園、水口北保育園	
	水口小学校	あいみらい保育園、水口北保育園、ここのつす園 認定こども園水口幼稚園	
	大野小学校	大野保育園	
	土山小学校	土山こども園	
	大原小学校	土山地域全域 大原こども園、甲賀西保育園	
	油日小学校	油日こども園 甲賀西保育園	
	佐山小学校	甲賀北保育園	
甲南第一小学校	認定こども園甲南幼稚園 レイモント甲賀こども園		
甲南第二小学校			
甲南第三小学校			
甲南中部小学校			
希望ヶ丘小学校	甲南希望ヶ丘保育園、甲南のぞみ保育園		
信楽小学校	信楽こども園、明照保育園		
雲井小学校	雲井保育園		
小原小学校	信楽地域全域		
朝宮小学校	信楽地域全域		
多羅尾小学校	信楽地域全域		

【注意】この一覧の通学区は「甲賀市立小学校通学区規則」に基づいています。

入園前の家庭教育

入園前にあわてたりしないよう、お子さんと向き合って、「一緒に〇〇しようね」

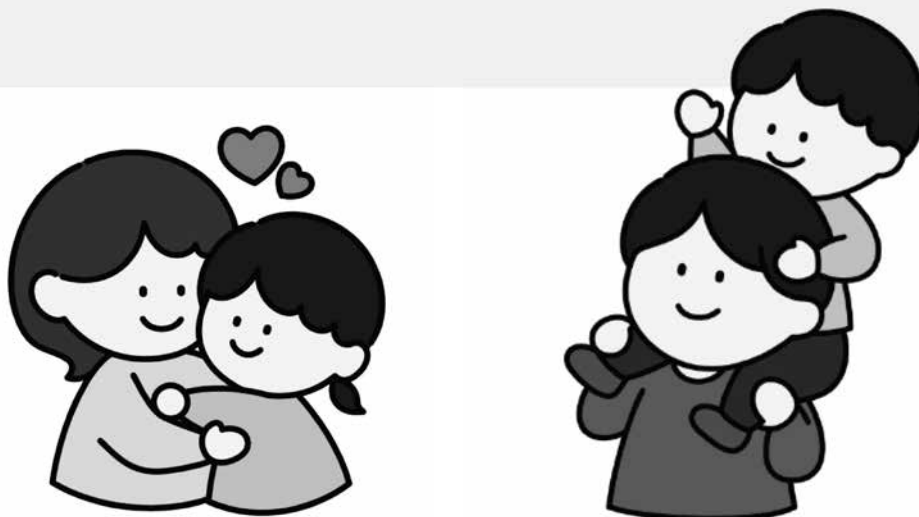
「ゆっくりでいいよ」などと声をかけてあげることが大切です。

入園前に生活リズムを整えたり、日ごろからお子さんのことをよく観察したり、

子どもの視点に立って考えることで、親子の不安が取り除かれます。

また、心配なことがありましたら入園前の面接時にお伝えください。

入園までの期間を、ご家庭で大切に過ごしてください。



MEMO

甲賀市

子どもの笑顔あふれる園で働く！

保育士等人材バンク

登録者募集



人材バンクとは？

資格を生かして甲賀市内の保育・教育施設で働きたい方が、無料で登録いただけるものです。

市内の公立・私立園（保育園・認定こども園・地域型保育施設）からの要請に応じて、情報提供することを目的としています。

保育士 幼稚園教諭 小学校教諭 看護師 管理栄養士 調理師 など

登録するには？

甲賀市保育幼稚園課に、次の3点の書類を提出してください。

- ① 登録申請書（甲賀市HPや保育幼稚園課にあります）
- ② 履歴書
- ③ 資格の証明書（写）

提出で登録完了！

※郵送での受付はしていません。

※原則本人提出ですが、都合が悪い場合はご家族でもOK！



▲市HP

「詳細が知りたい！」 「働きたいけど不安…」
など、お気軽にお電話ください！

《問い合わせ・受付》

甲賀市役所2階 保育幼稚園課 指導振興係 電話：0748-69-2181

月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日は除く）



こうか にん じゃ おんど
甲賀忍者音頭

ニコニコニンニ ン ジャジャジャジャジャー(×2)

笑顔で☆



ふるさと甲賀 忍者のまち
 豊かな自然 あふれてる
 鈴鹿の峰は 四季に映え
 野洲川の水 キラキラと

(ソレ!ソレ!ソレ!ソレ!ニコニコニンニ)



ニンニ甲賀は 自然の郷よ
 (ニコニコニンニ)みんなで踊りや 笑顔咲く
 そ〜れドンと(ドンと) 笑顔咲く

ニコニコニンニ ン ジャジャジャジャジャー(×2)

たのしく!



ふるさと甲賀 忍者のまち
 歴史と文化 誇ってる
 情緒漂う 街道に
 光る匠の 信楽焼

(ソレ!ソレ!ソレ!ソレ!ニコニコニンニ)



ニンニ甲賀は 歴史の郷よ
 (ニコニコニンニ)みんなで踊りや 夢を呼ぶ
 そ〜れドンと(ドンと) 夢を呼ぶ

ニコニコニンニ ン ジャジャジャジャジャー(×2)

元気よく!!



ふるさと甲賀 忍者のまち
 恵みたわわに 実ってる
 稲穂の波は 揺れそよぎ
 茶の葉の緑 さわやかに

(ソレ!ソレ!ソレ!ソレ!ニコニコニンニ)



ニンニ甲賀は 恵みの郷よ
 (ニコニコニンニ)みんなで踊りや明日が来る
 そ〜れドンと(ドンと) 明日が来る

ニコニコニンニ ン ジャジャジャジャジャー(×2)



今⑩、キレのあるステキな忍者音頭をひろうしてくれたのは“読書忍者・たぬ吉くん”です。本をたくさん読みながら忍者の修行をしている、みはらい忍者です!

